

報 告 書
及 び
提 案 書

令和8年7月6日

福岡県政府調達苦情検討委員会

福岡県政府調達苦情検討委員会は、「第1号」について本委員会の報告書及び提案書を別紙のとおりとする。

令和8年7月6日

福岡県政府調達苦情検討委員会委員長

安河内 恵子

(別紙)

第1号

報 告 書

福岡県北九州市小倉南区長尾6丁目3番15号

苦情申立人

みこと株式会社

代表取締役

上 野 博 之

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

関係調達機関

福岡県（教育庁教育総務部教育イノベーション推進課）

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

目次

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断	1
第2 事案の概要	1
第3 提出資料	2
第4 争点	2
第5 争点に係る主張	
1 争点1について	3
2 争点2について	3
3 争点3について	4
4 その他の主張について	4
第6 委員会における検討の経緯	6
第7 委員会の判断	
1 協定の適用について	6
2 本件申立ての適法性について	6
3 争点1について	8
4 争点2について	9
5 争点3について	11
第8 結論	14
第9 今後に向けての要望	14

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託（北九州）」、「県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託(福岡)」及び「県立学校 ICT 支援員派遣等業務委託(筑後)」の調達に係る一般競争入札(以下「本件調達」という。)に係る入札手続について、仕様書に問題があること、WTO 政府調達に関する協定（以下、「協定」という。）に定める規約を遵守しておらず、本件調達が協定に違反していることの判断を求める。

2 関係調達機関

苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）は、認められないとの判断を求める。

第2 事案の概要

- 1 令和8年2月24日、関係調達機関は、本件調達の入札公告を行った。
- 2 令和8年2月24日から令和8年3月17日までの間、関係調達機関は、入札説明書の交付を行った。入札説明書の交付方法は、電子的手段を採用せず、窓口での直接交付という方法のみで行われた。
- 3 令和8年2月27日、関係調達機関は仕様書の変更について、苦情申立人のほか入札説明書の交付を受けた2社（落札業者（以下「A社」という。）を含む）へもメールで通知した。
- 4 令和8年3月19日、苦情申立人は、関係調達機関に対し、仕様書の内容及び公告期間について質問した。
- 5 令和8年3月19日、関係調達機関は、苦情申立人及びA社に対し、入札への参加が可能である旨の通知を行った。
- 6 令和8年3月25日、関係調達機関は、苦情申立人からの質問に対し、積算に影響があると関係調達機関が判断した項目（2項目）についてのみ回答した。その内容は、入札に関する質問への回答としてA社にもメールで通知された。
- 7 令和8年3月26日、関係調達機関は、本件調達に係る開札を執行し、A社が落札した。苦情申立人は、入札保証金を免除するための履行証明書に不備があり入札説明書に示す入札保証金額を満たさないことにより入札無効となった。
- 8 令和8年4月1日、関係調達機関は、A社と契約を締結した。
- 9 令和8年4月6日、苦情申立人は、福岡県政府調達苦情検討委員会(以下「委員会」という。)に対して、本件申立てを行った。
- 10 令和8年4月13日、関係調達機関は、委員会に対して、本件申立てを却下すべき

旨の申出を行った。

- 11 令和8年4月15日、委員会は、本件申立てを受理した。
- 12 令和8年4月16日、委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対して、申立て受理の通知を行うとともに、申立受理について公示した(公示期間：4月16日～21日)。
- 13 令和8年4月16日、委員会は関係調達機関に対して、契約執行を停止すべきである旨の要請を行った。
- 14 令和8年4月17日、関係調達機関は、委員会に対して、契約執行の停止の要請に従えない旨の通知を提出した。
- 15 令和8年4月27日、委員会は、本件調達に係る契約執行を停止すべきである旨の関係調達機関への要請を取り下げること、苦情申立人及び関係調達機関に通知した。

第3 提出資料

1 苦情申立人

- (1) 令和8年4月6日付け 苦情申立書
- (2) 令和8年4月7日付け 苦情申立書の追加資料
- (3) 令和8年5月14日付け 意見陳述書

2 関係調達機関

- (1) 令和8年4月13日付け 苦情申立却下の申出書
- (2) 令和8年4月17日付け 契約執行停止に従えない理由書
- (3) 令和8年4月20日付け 報告書
- (4) 令和8年5月13日付け 意見陳述書

第4 争点

本件申立ての争点は、以下のとおり。

- 1 仕様書の委託条件について、ISO27001及びISO27017の資格取得を条件としていることが、特定の事業者への受託を促しているのではないかという点について
- 2 公告後に仕様を変更したこと及びメールで仕様書の変更の通知を行ったことに問題はなにかという点について
- 3 協定に定められている入札公告から入札書提出までの期間(40日以上)が遵守されていないという点について

第5 争点に係る主張

1 争点1について

(1) 苦情申立人の主張

ア 本件調達の委託条件となっている IS027001 の適用範囲は「情報支援サービス、教育」であると考えられ、適用範囲を満たせるのは大手、準大手、ICT 支援事業の専門事業者で、日本国内では多くない。

イ IS027017 について、クラウドサービス特有のセキュリティリスクに対応するための情報セキュリティ管理策ガイドラインであり、本件調達に関しては必要な条件になりえない。

(2) 関係調達機関の主張

ア 調達機関の調査では、仕様書に示す IS027001 等の資格を満たす事業者は多数存在するのであって、特定の事業者が受託できるように仕様書の内容を示しているものではない。また、申立人自身も「多くないと考えます」と述べているように、要件を満たす事業者が複数存在することは認めていると考える。

イ IS027017 について、令和8年2月27日に仕様書を一部修正しており、IS027017 を取得していない場合は、当業務における情報セキュリティ管理体制について整理した書類（様式任意）を提出することで、条件を満たせるとしたことから、特定の事業者への受託を促しているとは言えない。

2 争点2について

(1) 苦情申立人の主張

ア 入札仕様書の重要な参加条件を公告後に変更する点に問題がある。

入札の参加条件を公告後に変更することは原則として公平性・透明性の観点から非常に厳しく制限、或いは禁止すべきではないか。

イ 仕様書の変更を入札参加の意向を示した事業者のみにメールで送ることは公平性が欠如しているのではないか。

変更後の仕様書であれば、入札に参加できた事業者がでてくる可能性もあるのではないか。

(2) 関係調達機関の主張

ア 記載内容の誤りが判明したことから仕様書の一部修正を行ったものである。

イ 本件調達にかかる仕様書は公開しておらず、公告を見て入札参加の意向を示した事業者に対し、個別に配付している。修正後の仕様書は、既に入札参加の意向を示

していた事業者には同日中にメールで送信し、それ以降に入札参加の意向を示した事業者には修正後の仕様書を送付している。

仕様書を一部修正したことによる事業者間の有利不利は一切生じていない。

3 争点3について

(1) 苦情申立人の主張

ア 協定では入札公告から入札書提出までの期間を40日以上と定めているが、本件調達においては31日しかなく、遵守されていない。

(2) 関係調達機関の主張

ア 40日以上の入札公告期間の設定については、県議会で予算案が採決される前であり、より適切な時期での公告を検討し、次年度予算に本事業予算を計上する意思を県議会へ示す日(2月20日)以降に公告するのが最も適切だと判断し、2月20日の翌開庁日である2月24日を公告日として決定した。この公告期間の短縮は協定第11条第4項(c)の規定(緊急事態)に基づき行ったものであり、協定に抵触するものではない。

4 その他の主張について

1 落札した事業者がISO27001の適用範囲及び適用場所を満たしているかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア ISO27001については、適用範囲、適用場所が、厳格に決められている。その点から、ISO27001の資格を委託条件とする場合は適用範囲が委託業務と合致していることが重要である。

イ 本件調達の委託条件となっているISO27001の適用範囲は「情報支援サービス、教育」と考えられ、適用範囲を満たせるのは大手、準大手、ICT支援事業の専門事業者で、日本国内では多くない。

ウ また、仕様書の委託条件では管理責任者について、福岡県又は隣接地域に在籍することを条件としており、その場合、適用場所は福岡県、熊本県、佐賀県、大分県等に限定されるが、その点からも、そもそもA社は適切なISO27001を保有していないのではないかと主張している。

(2) 関係調達機関の主張

ア 委託内容は学校の教員に対する校務支援である。生徒への支援等ではなく、基本的に教員の校務に対する支援を担うもので、生徒への情報教育というようなカテゴ

リーではない。従って、IS027001 適用範囲は、「ICT に関わる機器・サービスの販売及び販売支援」に該当すると判断しており、A社の適用範囲と合致する。

イ 資格の有無は情報マネジメントシステム認定センターのホームページと事業者聞き取りで確認している。A社の本社が有している IS027001 の認証登録は九州事業本部を適用範囲としており、今回落札したA社とは異なるが、「住所は同一であり、組織体制上、A社は九州事業本部に包含されており、A社においても資格は有効である」と、入札参加資格書類提出前に事業者から説明を受けており、資格は有していると認識している。

2 入札参加資格申請時に IS027001 の適用範囲及び適用場所の審査をすべきではないかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 落札したA社は入札参加資格を満たしておらず、本来なら入札参加資格申請時に IS027001 の適用範囲及び適用場所の審査をすべきではないか。

(2) 関係調達機関の主張

ア 協定第8条第3項では、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するにあたり、「公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。」としている。

調達機関は入札参加資格通知前に入札説明書に記載している入札参加条件について審査を行っている。

IS027001 の適用場所にA社が入っていることについても確認している。

3 入札日の前日の夜に質問の回答を行ったこと及び積算に影響すると想定される質問についてのみ回答したことに問題はないかという点について

(1) 苦情申立人の主張

ア 3月26日の入札日の前日の夜に質問に対する回答をいただいた。前日の夜に回答をいただいても、そこから、仕様書に基づいて正確に金額を積算するのは不可能ではないか。

イ 質問に対する回答は2項目のみで、その他の多くの質問に対しては、「積算に関係ないから答えない」という対応は不誠実ではないか。

(2) 関係調達機関の主張

ア 入札日前日に回答に至った経緯は、苦情申立人からの質問を、令和8年3月19

日の午後6時に受領し、3閉庁日（20～22日）を挟んだ後に質問を精査し、回答案の決裁を経て、回答したため。もっと早い段階で質問があれば早く回答することはできた。

なお、入札説明書では、入札等に関する質問への回答は3月25日までに行うこととしていた。

イ 質問の内容はほとんどが仕様書で既に明記しているものであり、回答する意味がないと判断し省略した。また、積算に影響がないものについては回答を不要と判断したものである。

第6 委員会における検討の経緯

令和8年4月15日に第1回委員会を開催し、本件申立ての受理をするとともに、検討を開始した。

委員会は、本件申立てを令和8年4月15日に受理した旨を令和8年4月16日に公示した。

委員会での検討経緯は、次のとおりである。

第1回 令和8年4月15日

第2回 令和8年4月24日

第3回 令和8年5月18日

（苦情申立人及び関係調達機関が意見陳述を行った。）

第4回 令和8年6月8日

第5回 令和8年6月18日

第7 委員会の判断

1 協定の適用について

関係調達機関は、協定附属書I付表2の地方政府の機関「地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当することから、協定の適用対象となる。

また、本件調達は、同付表5の「高等教育サービス」に該当し、20万特別引出権（20万SDR）（邦貨換算額4,000万円）を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、協定第3条に該当しないことは明らかであるから、協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

（1）苦情申立ての時期等について

「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成12年2月9日福岡県公報第1624号）（以下「処理手続」という。）第五一によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であって

も、協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。」とされている。

以下、本件申立てについて却下事由に該当するかについて、個別に検討する。

ア 本件申立てが苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に行われたかについて

本件申立ては、苦情申立人が委員会に提出した、令和 8 年 4 月 6 日付けの政府調達に関する苦情申立書により行われている。

苦情申立人は、入札が行われた令和 8 年 3 月 26 日を苦情の原因となった事実を知った日と主張している。苦情申立書の原因となった事実が「仕様書の不備」「公告期間」である場合は、入札案件にかかる質問に対する関係調達機関の回答日である 3 月 25 日が、「苦情申立書の内容から考えられる事実を知り、または合理的に知りえた日」と考えられる。いずれの場合も期限内に行われていると認定できることから、処理手続第五 三 1 の「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

イ 協定等と無関係な場合に当たるかについて

本件申立ては、協定第 7 条、第 10 条、第 11 条に違反すると考えられることによりなされていることから、処理手続第五 三 2 の「協定等と無関係な場合」という却下事由には該当しない。

ウ 軽微又は無意味な場合に当たるかについて

本件申立ての内容から、違反の程度及び調達に与える影響が軽微又は無意味であるとは言えないため、処理手続第五 三 3 の「軽微又は無意味な場合」という却下事由には該当しない。

エ 供給者からの申立てであるかについて

処理手続第二 一において、供給者とは、「調達機関が産品又はサービスの調達を行った際に当該産品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者」と規定されており、苦情申立人はこれに該当することから、処理手続第五 三 4 の「供給者からの申立てでない場合」という却下事由には該当しない。

オ その他委員会による検討が適当でない場合に当たるかについて

委員会による検討が適当でないとする特段の考慮すべき事情はないので、処理手続第五 三 5 の「その他委員会による検討が適当でない場合」という却下事由には該当しない。

(2)本項のまとめ

本件申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続」の規定に則って、適法に行われたものである。

3 争点1について

(1)関係規定及び論点について

苦情申立人は、次のとおり主張している。

- ・ 本件調達で当初必要とされた本件調達の委託条件となっている ISO27001 の適用範囲は「情報支援サービス、教育」であると考えられ、適用範囲を満たせるのは大手、準大手、ICT 支援事業の専門事業者で、日本国内では多くない。
- ・ ISO27017 の資格は、クラウドサービスを提供する事業者が取得するものであり、本件調達の委託内容に必ずしも必要な資格でない。

以下で、この委託条件が適切であったかどうか検討する。

関係する協定の規定は、次のとおりである。

第8条 参加のための条件

- 1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。
- 2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、
 - (a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。
 - (b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。
- 3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすか否かを評価するに当たり、次のことを行う。
 - (a) 調達機関が属する締約国の領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。
 - (b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。

(2)委託条件について

- ・ ISO27001 を保有している事業者は複数存在し、特定の事業者への受託を促しているとはまでは言えない。
- ・ ISO27017 を委託条件とすることについて、関係調達機関は令和8年2月27日に ISO27017 を取得していない場合でも関係書類を提出することで条件を満たせるよう仕

様書の修正を行っている。

- ・これは関係調達機関が、入札公告後に内容の精査を行った結果、事業者が本件調達を受託するにあたり、クラウドサービスに係るセキュリティ管理を担保する ISO27017 認証を取得していることが望ましいが、必ずしもクラウドサービスを活用することを条件としていないこと、また、ISO27017 認証を取得している事業者数は 700 程度であり、ISO27001 を取得している事業者数と比較すると少ないことから、より多くの事業者が入札に参加できるよう、仕様書の一部修正を行ったもの。
- ・修正の結果、本件調達において入札の時点では入札参加に必要な過度な条件の設定が行われていたとは言えず、修正された新たな条件は適正なものである。

(3)本項のまとめ

委託条件については、協定第8条第1項及び第3項に逸脱するものではなく、苦情申立人の主張は採用できない。

しかしながら、関係調達機関が委託内容に必要な ISO の資格について十分に精査することなく条件を付す仕様書を作成し、当初の公示を行ったことは不適切であったと言わざるを得ない。

4 争点2について

(1)関係規定及び論点について

苦情申立人は次のとおり主張している。

- ・入札仕様書の重要な参加条件を公告後に変更することは、公平性・透明性の観点から非常に厳しく、制限或いは禁止すべきではないか。
- ・仕様書の変更を入札参加の意向を示した事業者のみにメールで送ることは公平性が欠如しているのではないか。

以下で、委託条件の変更及びその周知方法について適切か検討する。

関係する協定の規定は、次のとおりである。

第8条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

(以下略)

第10条 技術仕様及び入札説明書

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

(a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。

(b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

(2)委託条件の変更及びその周知方法について

- ・関係調達機関は、記載内容の精査を行った結果、令和8年2月27日に仕様書を修正している。
- ・その内容は、当初条件としていた「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)として ISO27001 (JIS Q 27001) 及び ISO 27017 (JIS Q 27017) を ISMS 認証機関より取得していること」に加えて、「なお、ISO 27017(JIS Q 27017)を取得していない場合は、本業務における情報セキュリティ管理体制について整理した書類(様式任意)を入札参加申請書と併せて提出すること。(提出後、本県にて書類を確認の上、ヒアリング等を実施し、内容によっては、委託条件を満たさないと判断する可能性があること。)」と記載することで、ISO27017の資格を有しない場合でも入札に参加できる条件を追加したものである。
- ・当初、条件とされていた ISO27017 の取得は協定第8条第1項の規定に抵触する可能性があったが、仕様書の修正によりこれを是正した関係調達機関の対応は妥当なものと考えられる。

- ・また、関係調達機関が変更後の仕様書を既に入札の意思表示をしていた事業者には即日メールで送信し、仕様書の変更以降に入札参加の意思表示をした事業者については、変更後の仕様書を送付していることは、協定第10条第11項の規定に沿った取扱いである。
- ・しかしながら、協定第10条第10項(a)には「関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有することを確保するため、入札説明書を速やかに入手することができるようにすること」と規定されており、関係調達機関が入札説明書及び仕様書をホームページに掲載していなかったことは、対応として不十分であったと考えられる。
- ・また、本件調達では、入札説明書及び仕様書をホームページに公開せず、仕様書の修正連絡をメール送付にて行ったものであるが、メールによる個別連絡という方法は入札説明書及び仕様書をホームページで公開している自治体では採用されない方法であり、公開性の点から申立人に疑義を持たせたものと思われる。

(3)本項のまとめ

以上のことから、協定では委託条件の変更そのものは禁止されておらず、協定に抵触するものではないが、供給者が入札書を提出するための十分な時間を確保する上で、入札説明書及び仕様書の周知方法に改善の余地がある。

電子的手段の積極的な採用は、諸外国からの入札可能性を開くという協定の原則からも推奨されている方法であり、本件調達においても、入札説明書及び仕様書をホームページに公開していれば公開性・透明性が高まり、疑義を持たせることはなかったと思われる。

5 争点3について

(1)関係規定及び論点について

苦情申立人は次のとおり主張している。

- ・入札公告の期間について、40日以上設ける必要があるにもかかわらず、31日しか公告期間がなく、協定違反であること。

以下で、公告期間が適切であったかどうか検討する。

関係する協定の規定は、次のとおりである。

第11条 期間（期限）

- 2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十五日目の日以後に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。
- 3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。
 - (a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日
 - (b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日
- 4 調達機関は次の場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。
 - (a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合
 - (i) 調達の説明
 - (ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日
 - (iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述
 - (iv) 調達に関する文書入手することができる場所
 - (v) 第七条2の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全てのもの
 - (b) 調達機関が、一連の契約に関し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの4の規定に基づく入札期間を定めることを示す場合
 - (c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従って定める入札期間が実際的でなくなる場合

(2) 公告期間について

- ・ 本件調達にかかる公告期間は令和8年2月24日から令和8年3月26日までの31日間となっている。
- ・ 関係調達機関は公告期間短縮の理由を、県議会で次年度の予算案が示される2月議会の開会日(2月20日)以降に公告することが最も適切であり、これは協定第11条4項(c)「調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従って定める入札期間が実際的でなくなる場合」に該当すると判断したと主張している。

- ・協定第 11 条第 4 項(c)に規定する「緊急事態」とは、重大な危険が切迫し、平時と同じルールや手続きでは国民の生命・財産や国家の存立を守れないと判断される例外的な状況であると考えられ、この規定の運用は、災害時や感染症の蔓延時、事件・事故の発生時など予測不可能な状況で限定的に行われるべきものである。
- ・したがって、関係調達機関が主張する協定第 11 条第 4 項(c)を根拠とする公告期間の短縮に合理性はないと判断する。
- ・なお、地方自治体において、予算案の議会提案(または議決)よりも前に入札公告を行うことは、一定の厳格な条件を満たしていれば実務上「妥当(可能)」と認められており、総務省の発注関係事務運用指針などでも、適正な工期確保や平準化の観点から「予算成立を前提とした入札公告の前倒し」を行うよう、地方自治体へ通知や促しがされているところである。
- ・予算未成立の段階で公告を行う場合は、入札参加者に不利益を与えないよう、公告文の中に「予算の成立を前提とした発注準備行為であり、予算が成立しなかった場合は、入札手続きの延期または中止等がありえる」といった停止条件(予算不成立時の免責条項)を明記することにより、公告日を議会提案日より前に設定することは可能であったと考えられる。
- ・また、他自治体では、予算の議会承認という点では同じ状況におかれていても、次年度事業の入札を議会承認前に公示している例も多くみられる。他自治体の事例などを参考に、公告期間を十分に確保できる日程での入札公告の可能性を探るべきであったと思われる。

(3)本項のまとめ

以上のことから、関係調達機関が協定第 11 条第 4 項(c)を根拠として公告期間の短縮を行ったことは、合理性に欠け不適切な対応であり、協定に違反する取扱いであると判断する。

十分な公告期間を設定することは、協定においても重視されている点であり、透明性・公平性・競争性を確保するためにも重要な条件である。公告期間が短ければ、過去に落札経験のある事業者が優位性を持つことは想像に難くない。入札への新規参入者も等しく公平に競争できるよう、十分な公告期間を確保することは、調達機関の重要な責務であり、海外からの参加可能性も視野に入れている協定に基づく一般競争入札である以上、調達機関には、競争性を担保する公告期間の確保について特段の配慮と努力が必要とされる。

第8 結論

以上の検討を踏まえると、関係調達機関が公告期間を短縮したことについては、その理由が協定第11条第4項(c)に規定する緊急事態とは認められず、本件調達に係る公告期間は協定第11条第3項に違反する。

よって、委員会は、処理手続第六二に基づき、関係調達機関が本件の「契約を破棄する」こと及び「新たに調達手続を行う」ことを提案する。

併せて、今後関係調達機関が行う入札においては、入札説明書等を電子的手段により公開し、公告期間を適正に設定するなど、協定の趣旨に沿った「入札手続の透明化、公正化を図る」ことを提案する。

第9 今後に向けての要望

- 本件調達に係る公告期間については、規定されている40日に満たず、協定第11条第3項に違反していることは明らかである。また、協定は電子的手段の利用を奨励しており、今後、関係調達機関においては電子的手段を用いた入札の実施を検討することが望まれる。電子的手段を用いれば、若干の期間短縮も可能ではあるが、公平性・競争性担保の観点から、今後の調達においては十分な公告期間の確保に常に留意してほしい。
- 当報告の第5の4のとおり、A社が委託条件を満たすか否か及び苦情申立人からの質問への回答のあり方について、苦情申立人から主張がなされている。

ISO等の資格の保有など委託条件の確認については、曖昧な手段ではなく、明確な書類による確認を実施すべきである。

また、質問への回答については、関係調達機関で質問事項を取捨選択することなく、質問内容が入札説明書や仕様書に記載されているか否かに関わらず、全ての質問について回答するとともに、回答期日については、入札参加業者が入札額を再積算するために必要な日数を考慮し、設定することが望まれる。なお、電子的手段を用いて入札関連資料を公開した場合には、質問内容と回答内容についても、追加でホームページ上に公開することが必要になると考える。
- 関係調達機関には今後の調達にあたって、協定を遵守することで、透明性及び公平性を確保し、競争性のある調達実施のための条件整備を率先して行っていただきたい。今後は供給者に協定違反との疑念を抱かせる余地のないよう調達を実施することを強く求める。

令和8年 7月 6日

福岡県政府調達苦情検討委員会

委 員 長	安 河 内	恵 子
委員長代理	木 薮	智 幸
委 員	石 藏	良 平
委 員	一 坊 寺	麻 希
委 員	野 瀬	泰 裕

第1号

提 案 書

「政府調達に関する苦情の処理手続」第六の二の規定に基づき、関係調達機関 福岡県（教育庁教育総務部教育イノベーション推進課）が本件の「契約を破棄する」こと及び「新たに調達手続を行う」ことを提案する。

併せて、今後関係調達機関が行う入札においては、入札説明書等を電子的手段により公開し、公告期間を適正に設定するなど、協定の趣旨に沿った「入札手続の透明化、公正化を図る」ことを提案する。

令和8年7月6日

福岡県政府調達苦情検討委員会

委員長 安河内 恵子

委員長代理 木 薮 智 幸

委員 石 藏 良 平

委員 一坊寺 麻希

委員 野 瀬 泰 裕